

大分市からのお知らせ

# 事業系ごみの廃棄物処理施設使用料を改定します

店舗や事業所から出る生ごみや刈草等の事業系一般廃棄物を市の清掃工場等のごみ処理施設に搬入する場合に、処分費としてご負担いただいております施設使用料を、次のとおり改定します。

大分市一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業許可業者及び排出事業者の皆様のご理解をお願いいたします。

現行（令和7年3月31日まで）

10kg  
までごとに **100円**



使用料改定後（令和7年4月1日以降）

10kg  
までごとに **105円**

## 施設使用料改定の理由

事業系ごみは排出者に処理責任がありますので、本市では事業者の皆様にごみ処分原価の50%をご負担いただくように施設使用料を設定しています。

この度、5年毎の施設使用料見直しを行った結果、ごみ処分原価の上昇を受けて改定することとなりました。

※排出事業者が一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する場合、許可業者に支払う契約料金には施設使用料のほかに収集運搬料等が含まれています。詳しくは許可業者にお問合せください。

## お問い合わせ先

【施設使用料について】  
大分市環境部 清掃施設課  
電話（097）537-5659

【ごみ減量・リサイクルについて】  
大分市環境部 ごみ減量推進課  
電話（097）537-5687

【一般廃棄物処理業の許可・指導監督について】  
大分市環境部 廃棄物対策課  
電話（097）537-7953